

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態宣言の期間延長に対する市長コメント

新型コロナウイルス感染症に対し、市民の命と健康を守るために休む間もなく医療現場の最前線で対応をされている医療従事者を始め、感染拡大の予防に取り組まれている多くの市民の皆様、事業者の皆様に深く感謝を申し上げます。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間を、本市を含む首都圏等において、3月7日まで延長することが、政府により決定されました。

今回の期間延長によって、市民の皆様には更なる負担やご不便をおかけすることとなりますが、一日も早く日常生活を取り戻すためには、一人ひとりが実行可能な感染拡大予防策を徹底していただくことが、何よりも必要となります。

本市においては、1月の新規陽性患者数がこれまでで最多の1,217人となりました。こうした中、緊急事態宣言のもと皆様のご協力をいただいたことにより、1月下旬からは減少しつつあるものの、いまだ予断を許さない状況にあると言えます。

これまで私自身も街頭に立ち、外出自粛や時短営業をお願いしてまいりましたが、今回の期間延長につきましても、どうか市民の皆様、事業者の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

市といたしましては、皆様への呼びかけとともに、感染症対策を始め、生活支援策、各種経済対策等について、引き続き全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、感染された方の一日も早い回復をお祈りいたします。併せて、感染された方やご家族等の人権尊重・個人情報保護にもご理解とご配慮をお願いいたします。

令和3年2月2日

相模原市長 本村 賢太郎

問合せ先
担当 緊急対策課
電話 042-707-7044